

住所の表示変更により必要となる手続等について

合併に伴い住所の表示が変更となることにより、手続などが必要となる場合がありますので、次の表を参考に、合併後必要な手続を行ってください。

なお、手続の際に住所表示変更の証明書が必要な場合は、平成18年2月1日以降、ときがわ町役場本庁舎町民課及び第二庁舎の窓口センターで証明書の発行を受けてください(交付手数料は無料です。)

<ご注意ください> 大字瀬戸地内にお住まいの方については、以下の表の手続方法等と異なる場合がありますので、大変お手数ですが該当する項目については、関係機関にご確認をお願いします。

官公署関係・その他			
件名	該当者	手続方法等	お問い合わせ
電話番号	電話利用者	電話番号の変更はありません。	NTT東日本埼玉支店116センター 〒359-8533 所沢市並木1-4 TEL 0120-490116
電話帳記載の住所		住所変更の手続は必要ありません。	
郵便貯金通帳等	貯金者等	住所変更の手続は必要ありません。	最寄りの郵便局
非課税貯金	貯金者等	手続が必要です。手続に必要なものは次のとおりです。 異動届(郵便局備付) 本人確認資料(新住所記載のもの) 貯金証書 印鑑(届出印)	
簡易保険	契約者等	住所変更の手続は必要ありません。	
キャッシュカード(郵便局)	カード所有者	住所変更の手続は必要ありません。	
預金通帳等	預金者等	ご利用の金融機関にお問い合わせください。	ご利用の金融機関
キャッシュカード(郵便局以外)	キャッシュカード所有者	ご利用の金融機関にお問い合わせください。	ご利用の金融機関
保険証書(証券)等	保険加入者	ご契約の保険会社にお問い合わせください。	ご契約の保険会社
クレジットカード	クレジットカード所有者	お取引のクレジット会社にお問い合わせください。	ご利用のクレジットカード会社